

委託業務を契約される皆様へ

北海道では、委託契約についても平成9年4月1日から公共土木設計業務等標準委託契約約款を導入し、新しい契約約款で業務委託を行っています。

主な改正内容は次のとおりですので契約締結に当たって留意してください。

①成果物（著作権等）の帰属

これまで建設コンサルタント業務の成果物における著作権の取り扱いが明確でなかったが、この新約款では、「成果物が著作権法に該当する場合は、当該著作物の引き渡し時に甲に無償で譲渡する。」と明確化されました。

②業務工程表（様式別紙）の提出

これまでは、「この契約締結後速やかに業務処理計画書を提出するものとする。」としていたものを「この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。」となりました。（なお、前金払いを請求する場合は必ずこの業務工程表を提出したうえで行ってください。）

③管理技術者

従前の土木設計業務等委託契約書における業務処理責任者及び主任技術者に代わるものであり、業務の内容に応じ必要な資格（ex：測量業務にあつては測量士）を有するものであること。（設計図書で定めるものは、その資格及び経験を有するものであること。）

④照査技術者

業務上のかしを未然に防止するため作業工程の最終段階で成果品の内容を照査する者で、管理技術者とは兼任できません。（これまで社内検査を義務づけていた業務等が該当すると思われませんが、必要な場合は設計図書で定められますので留意してください。）

⑤かし担保責任

成果品にかしがある場合のかし担保責任の存続期間について、乙の故意又は重大な過失の場合は、引き渡しを受けた日から10年とされました。

⑥業務に係る乙の提案

業務過程における設計図書の改善点指示等の問題点や代替方法等について甲に提案できる旨規定した。（なお、乙からの提案の採用の可否は、あくまでも甲が主體的に判断するものであります。）

⑦乙の請求による委託期間の延長

乙の責めに帰すことができない理由により委託期間に業務が完了することができないときは、理由を明示して甲に委託期間の延長変更を請求できることとなりました。

⑧部分引渡し

建設工事と同様成果品の部分引渡しについて約款上明確化させました。

⑨第三者による代理受領

委託料の受領を第三者を代理人とした場合の規定を整備しました。

上記以外にも今までとは大幅に約款が変わっていますので十分留意してください。

